

第5章 津波等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

現在の到達状況

- 水防活動に必要な資器材の整備及び訓練の実施
- 防災行政無線をはじめとした、情報伝達手段の整備
- 津波防災意識の啓発、教育及び避難訓練の実施

課題

- 津波警報・注意報等の発表時には、沿岸地域に近寄らないこと等、区民への呼びかけが必要
- 沿岸地域に出かけた区民が津波被害に遭わないよう、日頃から津波防災に関する知識の普及啓発が必要

具体的

地震前の行動(予防対策)

河川施設等の整備と水防活動

- 河川施設等の耐震・耐水対策の推進
- 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制の確保
- 水防に必要な資器材及び設備の整備
- 関係機関との緊密な連絡、情報交換、相互援助体制の確保
- 水防活動用の車両の確保、輸送経路の確認

津波対策

- 津波警報・注意報等の正確な情報伝達体制の充実・強化
- 津波予測等に対する避難誘導の迅速化
- 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実
- 関係機関の連携を目的とした訓練の実施

地震直後の行動(応急対策)

河川施設等の応急対策

- 注意を要する箇所への巡視・
- 水防情報の発表・伝達
- 関係機関と連携した応急対応
- 水防資器材等の支援要請
- 水防活動及び被害報告の実施

津波に関する情報伝達体制と

- 津波警報等の情報の迅速・
- 多様な情報通信手段を用い
- 安全な場所への避難誘導

対策の方向性

- 国・都の計画との連携が取れた河川施設等の耐震・耐水対策等の推進
- 水防上必要な資器材の確保及び体制の整備による地震・津波への危機管理体制の強化
- 多様な情報伝達手段を用いた津波警報等の迅速・的確な情報伝達体制整備と区民の安全確保の推進
- 津波防災意識の啓発や、教育及び訓練の普及・充実

到達目標

- 水防活動体制と資器材の強化
- 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の強化
- 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

な 取 組

発災後 72 時間以内

警戒、報告

策の実施

施

避難誘導態勢

的確な収集・伝達体制の確立
た迅速な情報伝達

地震後の行動(復旧対策)

発災後 72 時間以降

河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

- 河川管理施設の応急・復旧対策の実施

被災者の他地区への移送

- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

第5章 津波等対策

対策の方向性

1 河川施設等における津波等の対策の推進

本区の地域は、国や都が管理している河川護岸や水門等により水害から守られていることを踏まえ、国や都の計画と連携を図りながら対策を講じる。

2 地震・津波に対する危機管理体制の強化

区や都、関係機関が連携して、水防上必要な資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

3 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

多様な情報伝達手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組んでいく。

4 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発や訓練等を実施し、津波防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

予防対策

第1節 河川施設等の整備

区と都、関係機関等は、管理区域である河川施設等の耐震・耐水対策に連携して取り組むこととする。

第2節 水防活動

第1項 活動方針等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]

1 活動方針

水防活動とは、洪水や高潮の際に、河川を巡視し、危険な場合には土のうの積み上げ、シートの設置など水害を未然に防止・軽減する活動の総称である。水防組織が連携して、水防活動に取り組む。

区では、外郭堤防の決壊等による浸水発生時に各機関の水防活動等が十分行われるよう、次のような各種の活動を確保する。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制
- (2) 水防に必要な器具、資材及び設備の整備
- (3) 区における相互の協力及び応援体制

2 水防活動任務

機関名	内 容
区	区域内の水防を十分に果たすため、都、都の出先機関、消防署及び警察署と緊密な連絡を保ち、情報交換、相互援助等により水防活動の円滑を期す。
都	区が行う水防活動が十分行われるよう情報交換や連絡等を密にし、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を行う。

第2項 水防組織

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]

震災時の水災に対処する非常配備態勢等については、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

第3項 資器材の整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁（第七消防方面本部、本所・向島消防署）、第五建設事務所、江東治水事務所]

管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

震災時の水災に対処する水防活動等については、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

第3節 津波対策

[区、第五建設事務所、江東治水事務所]

1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が来襲するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

2 津波予測等に対する避難誘導

津波が予測される場合は、津波警報・注意報等を迅速・的確に伝達するとともに速やかな避難誘導を行う（震災編第10章「避難者対策」参照）。

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

－地震に伴う津波による被害について－

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月発表）によると、相模トラフ沿いを震源とする海溝型地震が起こった場合、津波の高さは満潮時で最大 T.P. 2.63m（江東区）となり、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、死者などの大きな被害は生じない、と想定されていますが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば大規模な浸水の可能性も排除できないため、注意が必要です。

※ T.P. → 東京湾の平均海面

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

応急対策

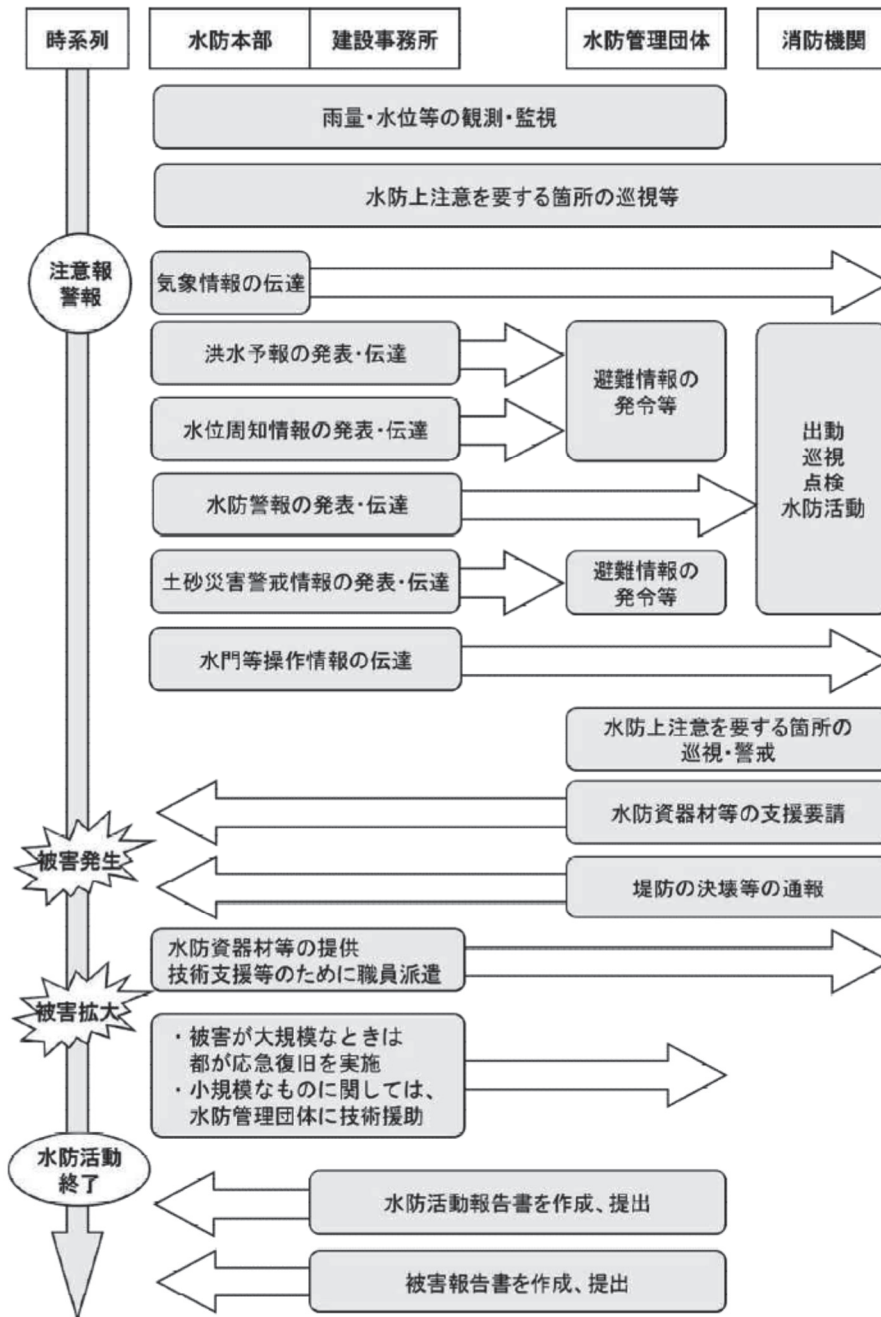
第1節 河川施設等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]

各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために必要な予防措置を実施する。

また、被害を受けたときは、速やかに関係機関と連携し、応急・復旧対策を行う。

なお、消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力等の状況を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。



※水防管理団体には避難情報発令部署を含む

※以上、令和4年度東京都水防計画から引用

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

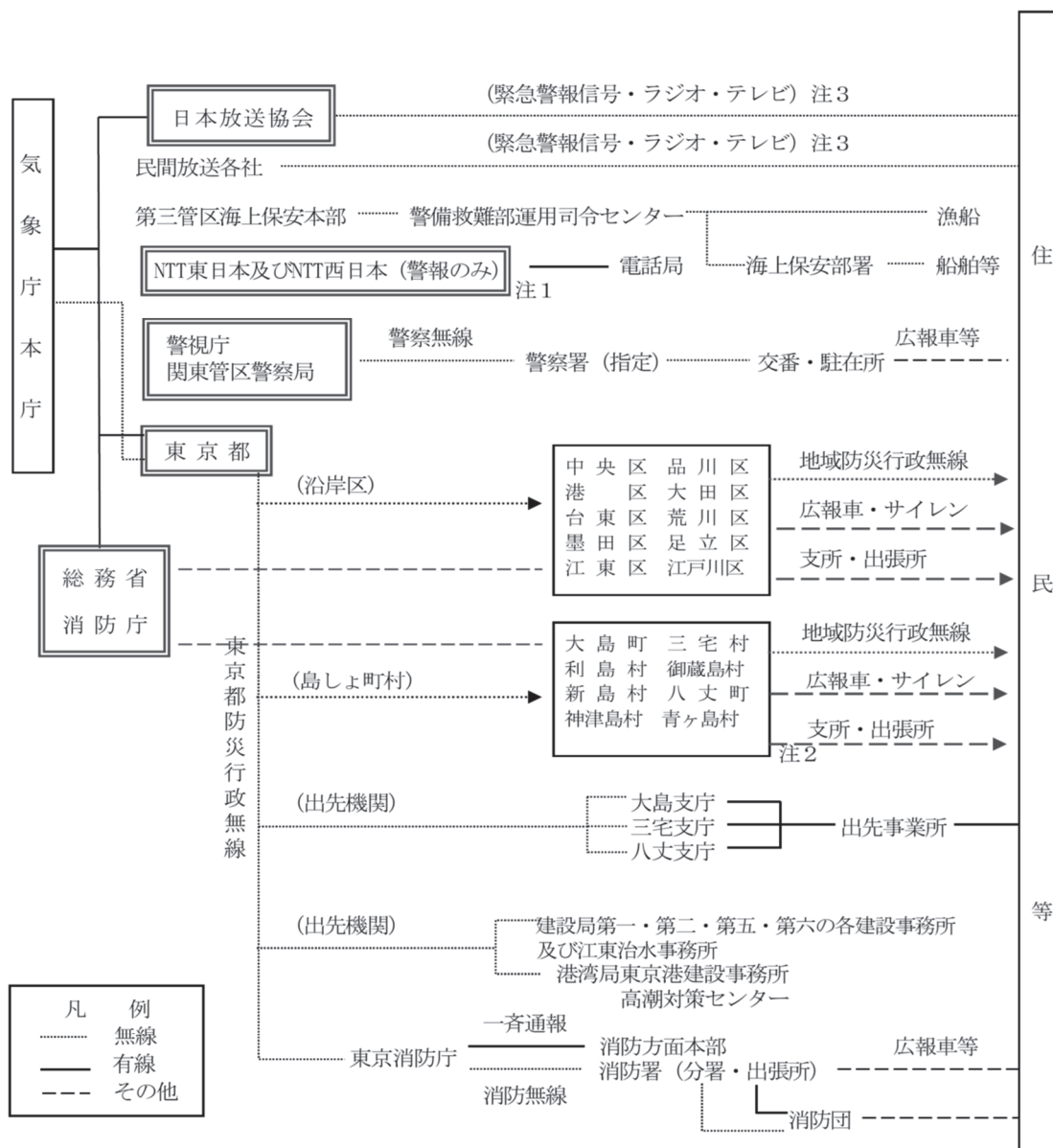
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]

区は、気象庁及び関係機関、都と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、地域住民等にいち早く伝達する体制を確立する。

なお、津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、緊急速報エリアメール・緊急速報メールやツイッター・フェイスブック等のソーシャルネットワークワーキングサービスを活用した周知を行い、その安全確保に努める。

【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】



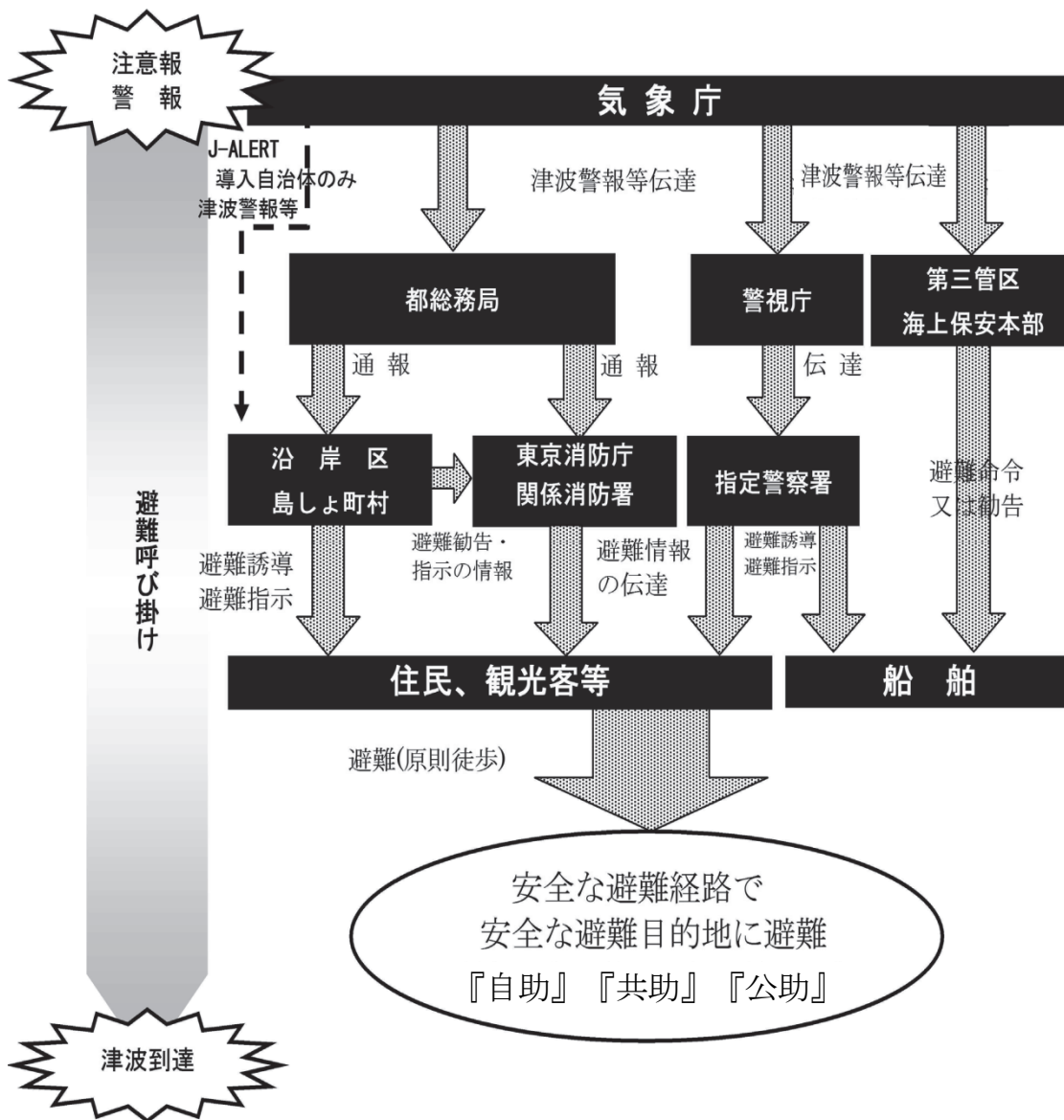
(注) 1 気象庁本庁から「NNT 東日本及びNNT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NNT 東日本及びNNT 西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。
 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。
 4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先
 5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第3節 津波に対する避難誘導態勢

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、地震を感知したら津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所(堅牢な建物の3階以上)へ避難を行うように防災行政無線等で注意喚起を行う。

【避難誘導態勢】



第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

復旧対策

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

[区、第五建設事務所、江東治水事務所]

排水場施設に被害を生じた場合、都は、「東京都水防計画」に従い、排水作業を実施し、内水はん濫による被害の拡大を防止する。

区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第2節 被災者の他地区への移送

震災編第10章復旧対策第4節「被災者の他地区への移送」参照

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策